

特定秘密の保護に関する法律案 新旧対照条文 目次

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
○内閣法（昭和二十二年法律第五号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第六章（略）</p> <p>第七章 自衛隊の権限（第八十七条―第九十六条）</p> <p>第八章 雑則（第九十七条―第一百七十七条の二）</p> <p>第九章 罰則（第一百八条―第二百二十五条）</p> <p>附則</p> <p>第七章 自衛隊の権限</p> <p>（部内の秩序維持に専従する者の権限）</p> <p>第九十六条（略）</p> <p>（削る）</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第六章（略）</p> <p>第七章 自衛隊の権限等（第八十七条―第九十六条の二）</p> <p>第八章 雑則（第九十七条―第一百七十七条の二）</p> <p>第九章 罰則（第一百八条―第二百二十六条）</p> <p>附則</p> <p>第七章 自衛隊の権限等</p> <p>（部内の秩序維持に専従する者の権限）</p> <p>第九十六条（略）</p> <p>（防衛秘密）</p> <p>第九十六条の二 防衛大臣は、自衛隊についての別表第四に掲げる事項であつて、公になつていないものうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を防衛秘密として指定するものとする。</p> <p>2 前項の規定による指定は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。</p> <p>一 政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記録する文書、<u>図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に標記を付すこと。</u></p> <p>二 前項に規定する事項の性質上前号の規定によることが困難である場合において、政令で定めるところにより、当該事項が同項の規定の適</p>

第八章 雑則

(都道府県等が処理する事務)
第九十七条 (略)

(削る)

第二百二十二条 第七十六条第一項の規定による防衛出動命令を受けた者で、次の各号のいずれかに該当するものは、七年以下の懲役又は禁錮に処する。

第八章 雑則

(都道府県等が処理する事務)
第九十七条 (略)

- 3 | 用を受けることとなる旨を当該事項を取り扱う者に通知すること。
防衛大臣は、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者に、政令で定めるところにより、防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる。
- 4 | 防衛大臣は、第一項及び第二項に定めるもののほか、政令で定めるところにより、第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。

- 第二百二十二条 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した防衛秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処する。防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなった後においても、同様とする。
- 2 | 前項の未遂罪は、罰する。
- 3 | 過失により、第一項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三万円以下の罰金に処する。
- 4 | 第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。
- 5 | 第二項の罪を犯した者又は前項の罪を犯した者のうち第一項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。
- 6 | 第一項から第四項までの罪は、刑法第三条の例に従う。

第二百二十三条 第七十六条第一項の規定による防衛出動命令を受けた者で、次の各号の一に該当するものは、七年以下の懲役又は禁錮に処する。

- 一〜四 (略)
- 五 警戒勤務中、正当な理由がなくて勤務の場所を離れ、又は睡眠し、若しくは酩酊して職務を怠つた者
- 2 前項第二号若しくは第三号に規定する行為の遂行を教唆し、若しくはその補助をした者又は同項第一号若しくは第四号に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、若しくは煽動した者は、それぞれ同項の刑に処する。

第二百二十三条〜第二百五条 (略)

(削る)

- 一〜四 (略)
- 五 警戒勤務中、正当な理由がなくて勤務の場所を離れ、又は睡眠し、若しくはめいいていして職務を怠つた者
- 2 前項第二号若しくは第三号に規定する行為の遂行を教唆し、若しくはそのほう助をした者又は同項第一号若しくは第四号に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、若しくはせん動した者は、それぞれ同項の刑に処する。

第二百二十四条〜第二百二十六条 (略)

別表第四 (第九十六条の二関係)

- 一 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
- 二 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
- 三 前号に掲げる情報の収集整理又はその能力
- 四 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- 五 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物(船舶を含む。第八号及び第九号において同じ。)の種類又は数量
- 六 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- 七 防衛の用に供する暗号
- 八 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法
- 九 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法
- 十 防衛の用に供する施設的设计、性能又は内部の用途(第六号に掲げるものを除く。)

改正案	現行
<p>第十七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一 第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務のうち我が国の安全保障（第二十二条第三項において「国家安全保障」という。）に関する外交政策及び防衛政策の基本方針並びにこれらの政策に関する重要事項に関するもの（危機管理に関するもの並びに内閣広報官及び内閣情報官の所掌に属するものを除く。）</p> <p>二（略）</p> <p>三（略）</p> <p>3～7（略）</p> <p>第二十条（略）</p> <p>2 内閣情報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官、内閣危機管理監及び内閣情報通信政策監を助け、第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務のうち特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第 号）第三条第一項に規定する特定秘密をいう。）の保護に関するもの（内閣広報官の所掌に属するものを除く。）及び第十二条第二項第六号に掲げる事務を掌理する。</p> <p>3（略）</p>	<p>第十七条（同上）</p> <p>2（同上）</p> <p>一 第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務のうち我が国の安全保障（第二十二条第三項において「国家安全保障」という。）に関する外交政策及び防衛政策の基本方針並びにこれらの政策に関する重要事項に関するもの（危機管理に関するもの及び内閣広報官の所掌に属するものを除く。）</p> <p>二（同上）</p> <p>三（同上）</p> <p>3～7（同上）</p> <p>第二十条（同上）</p> <p>2 内閣情報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官、内閣危機管理監及び内閣情報通信政策監を助け、第十二条第二項第六号に掲げる事務を掌理する。</p> <p>3（同上）</p>